

# 事業施設の敷地拡大に係る手続きの変更について

## (市街化調整区域の場合)

令和6年4月22日以降に隣地への敷地拡大の許可を受ける際、

福井市開発審査会への事前附議・承認が必要となる場合があります。

### <対象となる事業施設>

拡大後の総敷地面積が1ha(10,000㎡)以上になるもの

※許可を受けるためには、上記のほか、敷地拡大の基準である附議基準12「工場等の取扱いについて」の各要件に合致する必要があります。

附議基準12の主な要件

- ・用途:製造業の工場、物流関係施設、自動車修理工場を伴う車両の販売所、建設業事業施設、卸売業事業施設、産業用機械器具賃貸業事業施設 など
- ・規模:拡大後の総敷地面積は現在の敷地面積の概ね1.5倍までで隣地に拡大するもの
- ・都市計画法に基づく手続きを経て立地し、5年以上経過したもの
- ・周辺地域における交通の安全及び機能並びに居住環境等に支障を及ぼさないもの

### <変更の理由>

敷地面積が大きいものについては、拡大可能面積も大きく、周辺環境等に支障を及ぼすおそれがあるため、開発審査会にて利用計画等を事前に審議することとしました。

### <変更に伴うお願い>

変更までに許可を希望する案件については、申請後の審査期間のため、令和6年3月29日(金)までに申請をお願いします。

※附議基準の要件に合致していなければ、許可できませんので、申請前に詳細な内容の相談をお願いします。

### 問い合わせ先

福井市 都市戦略部 都市計画課 開発審査係

TEL:0776-20-5450

E-mail:tosi@city.fukui.lg.jp